

第一次提言「責任ある司法制度改革の手順と道筋」

はじめに

目下、政府の司法制度改革審議会を中心に議論が進められている司法制度改革について、他の諸改革と比較して国民の関心が著しく低いことに、わたしたちは重大な危機感を抱いている。

一時期に比べ、裁判に関する報道は増え、あるいは、経済的不祥事について司法の場で決着をつけることを求める意見も強まっている。しかし、総じて司法制度改革を一部の関係当事者の問題とみなす傾向は変わっていない。その結果として、司法制度改革が従来同様の経過をたどり、ほとんど見るべき成果をあげることができず、ひいては、国民が自らの権利と自由を守るために必要なシステムを欠いたまま二十一世紀に足を踏み入れるということを、わたしたちは心から憂慮し、恐れるものである。

いうまでもなく、司法制度改革は二十一世紀における日本経済と国民生活を構想する上でもっとも基本的かつ基盤的なインフラの整備にかかわる改革である。同時にそれは、これまで進められてきた一連の統治システム改革の到達点であり、諸改革の要に位置するものである。

しかしながら、国民的関心が高まらない現状にあつて、本来、司法制度改革に求められていたこうした奥行きや広がりには十分に伝わらず、一部関係者にしか理解しがたいような専門的かつ技術的な議論ばかりが注目され、それがさらに国民を司法制度改革論議から遠ざけるという悪循環を招いている。加えて、改革を阻む既得権の厚さ、当事者の現状維持志向、責任をもって改革を牽引すべき立場にある政党や政治家の側の認識の甘さにより、司法制度改革はそれを実現するための道筋さえ、いまなお定まっていない。

わたしたちは、このような現状に危機感を抱き、司法制度改革を進める基本的姿勢をあらためて各界および法曹関係者に問い直すとともに、改革が責任あるかたちで進められるために必要な最低限の手順とその道筋について、以下の緊急提言をおこなうものである。

基本認識（各界および関係者にあらためて問いたいこと）

- 一 司法制度改革は、統治システム改革の到達点であり、要の位置を占める。
その核心は官主導體制を脱し、この国の法のかたちを変えることにある。

司法制度改革は、官から政へ（政治改革）、官から民へ（行政改革、経済構造改革）、中央から地方へ（分権改革）という一連の統治システム改革の到達点であり、これまで進められてきた諸改革の要に位置するものである。

三権のあり方を問い、法の形成から解釈・運用までを事実上独占してきた明治以来の官主導體制から脱却し、政対官、官対官（国と地方の関係など）、官対民、民対民の各領域において新しいルールと秩序を造ること、その中で司法がすべきを本から見直すこと、そしてそれらの改革をえるためにも法的のできるを広く成するとともに、国民一人ひとりが統治の主体者としての自と責任、加意識を成することこそ、司法制度改革の心である。それは、法や会のルールとはそもそものためにあり、によってつくられ、によってわれるのかといった、国の統治や法のかたちのにかかわる問題と国民がから向きうことを意する。

一に官主導體制の見直しは、さまざまな主体が解決のためにしなければならないことと一体の関係にある。日本の司法が大きなを備えたにしなければ、統治システム改革は中となり、いたずらにとがくことにもなりかない。

官主導體制から脱却するということは、結果として、当事者がなでの解決をみる司法制度の実とその改革の持者であることを強く要するものであることを、あらためて国民各界は認すべきである。

- 二 司法制度改革は、世界を視野に入れつつ、利用者である国民や企業の立場から進められるべきである。人材の質量の飛躍的改革はその根幹をなす。

現の司法は、利用者である国民やにとって、あまりにもわかりにくく、いにくく、そして遠いである。司法制度改革の基本は、国民の日常生活や日の活におけるさまざまなを解決する上で、で、わかりやすく、利用しやすいみを実現することにある。また、の事的な解

決のみならず、あたかも「ム」のように「な法」が広く行
き、る「会」をつくり、
「想」される「を」自「的」に「し」得る「み」をつくりあ
げること、地「の」経済の「ル」や「革」の著しい進「の中」で、国
「的」な「解」決や高度かつ専門「的」な「解」決にも「え」得る「み」をつくりあげ
ることが「さ」れている。

司法に対する利用者の側からのこれらの要「は」、裁「主」的で一「国」主「的」な
官主「導」体制から脱し、国「的」にも「用」する「明」かつ「な」スと、法的ル
ールにの「つ」つた「解」決を求「め」る新「し」い「会」をつくりあ「げ」る上「で」不「欠」なもので
あり、司法がこれまでとは比較にな「ら」ないほどの重「い」責任を「い」、それに見
う「け」の「を」備「え」ることを「ま」るものである。

ことに、司法に「わ」る「の」で「的」な「実」は、改革の「を」なす
緊急の「題」である。それは、「い」意「で」の法曹の「成」や「の」大にとどまら
ない。「や」実「会」において法的「の」できる「を」広「く」てあ「げ」るとと
もに、「者」と実「家」とに分「か」れ、ある「い」は、「に」よ「つ」て「か」く分「さ」れた

が日本の司法基盤を「え」る広「い」意「で」の「法」家としての連「感」と一「体」
を「実」現して「い」くことを強「く」求「め」るものである。

こうした司法に「わ」る「の」で「の」改革が、裁判の領域を「え」て、日
本「会」体において法に従「つ」た問題の「理」や「の」解決が行な「わ」れることにつ
な「が」る。そしてそれこそが、「や」による不「明」な「の」解決を「す」る
一「の」道でもあることを、あらためて「認」すべきである。

三 法曹三者はこの原点を踏まえて自己改革に取り組むべきであり、政治家は その責任において改革に道筋をつけるべきである

司法制度改革についてこれまで当事者として「に」あた「つ」てきた「い」わ「る」法曹
三者は、日本の司法制度の現「の」しむべき状「に」導いた点で重大な責任があ
り、それ「れ」に「す」べき立場にある。

む「ん」、これら関係当事者の「で」これまで議論されたことの中には重要な問
題が「ま」れていることを「定」するものではないが、問題の基本はあくまでも国
民のための司法制度改革であ「つ」て、日本の司法制度がこれら関係当事者の「た
め」にある「わ」けではないことを、「この」、「あら」ためて「に」ずる必要がある。

こうした点に立「つ」て、裁判、「法」、「会」はそれ「れ」の自「改」革に
して「り」む姿勢が、「、」よりも求「め」られている。改革を進めることの
さ「や」手「順」の「を」理由に、「手」の「改」に「し」たり、改革そのもの
を「ば」しするよう「な」ことは決してあ「つ」ては「な」らない。日本をとりま「く」環
の急「な」変「を」「え」るならば、日本の司法制度を改革する「た」めに「さ」れた時

はもはや り ないことを、関係者はあらためて強く認識する必要がある。

同時に、司法制度改革が本当に 改革 の に する 期的な を持つものであれば、それは決して一 一 に実現するものではない。従って、司法制度改革審議会の がなされた においても、一定の時 的な をあらかじめ
においた とその着実な実行を する体制の構 を から用意しておく必要がある。そのためには、法曹関係者による自主的な り みはもとより、政府のみならず、国民に ばれた政治家自 が国民世論の につとめるとともに、改革を実 あらしめるための責任ある手順と道筋をつくりあげることが不 欠であり、そのための行 をた ちに めるべきである。

提 言（責任をもって改革を進めるために）

第一 改革を実効あらしめるために「司法制度改革推進基本法」の制定

一 審議会最 の実行をする基本法の制定

政府は、来 にも定されている司法制度改革審議会の最 を実
あらしめるために、い意での司法制度改革のみならず、三権の一を
う司法のあり方をも に入れた改革の基本方、手順、進機関を定
めた司法制度改革推進基本法（基本法）を制定し、改革をりさる
ことがないよう、法にもといて改革を進める方を急にちすべ
きである。

二 改革実行の機関を明

新たに定める基本法においては、府（新体制）に改革の実
行をう進機関を の機関としてけることを明すべきである。
また、機関の置にあつてはその基を明にし、に法曹
三者以の民を的に用すること、機関を実あらしめるた
めに、これをえる独立の事をけることをすべきである。

三 改革の期限と手順を明

司法制度改革には中期的方のもとに着実に進めていかばならない
題が い。基本法では、どのような改革を、いつまでに、いかなる順序
で実現するのかといった実現ラムをりみ、改革の期限と手
順を明すべきである。

成十三度で置

政府は、来 の審議会最、基本法にもといて改革を
りなく進める体制を整備するためにも、成十三度において必要な
置をおこなうべきである。

第二 政治主導で改革を進めるために（内閣・国会・政党への注文）

一 党 による り みの必要

現 在、司法制度改革に関する政治家の関心は必ずしも高くはない。しかし、司法制度改革はこれまで進めてきた統治システム改革の要に位置するものであり、国民に ばれた政治家がその責任において り ま ば実現し得ない 題である。政治家は こそ、法曹関係者の利 を えた国民的な 点で司法制度改革を進める決意を国民に すべきであり、政党 位の り みのみならず、党 を えた改革 進体制の構 を急 べきである。

二 に 司法制度改革 会 を 置

司法制度改革に関する法 審議は ともに 大なものとなることが 想されており、国会法 会に 会を けて審議する形 では必ずしも十分な対 はできない。国会は、 に 司法制度改革 会（ ）を 置し、法 の 的な 中審議を実現するとともに、法 提 以 の においても、司法制度改革のあるべき姿に関する 達な 論を実現し、問題の の明 と国民世論の につとめるべきである。

三 に 司法制度改革 官 を 置

来 一 から新 体制がス ー する。新 体制の 足をはさん は過 的な も 想され、政府においては司法制度改革に責任を もって り むための体制の整備を官 機 の強 を りする形で進めて おく必要がある。

たとえば、総理大 直 の政治任用 として、新たに 司法制度改革 官（ ）を け、司法制度改革に関し のス ー ス ンとして の を うとともに、総理大 への 言機 をもた てはどうか。新 の 官は審議会にかならず することとし、審議会最 は 基本法 にその位置 けを明 し、既 の 機関 とともに、 における 進体制の一 を わ るのも一 である。

第三 当事者自身が改革の条件を整備するために（法曹関係者への注文）

国民の理解と を得つつ着実に司法制度改革を進めるためには、当事者である法曹関係者がそれぞれの自 改革に進んで り み、改革を進めるための 提 を整備していくことが よりも大 である。

一 最高裁への注

最高裁は、二十一世紀の日本を える司法の重みと国民の期 を踏まえ、国民に かれた、 、 明な司法行政を実現するためにも、事 総 のあり方を 本から問い直し、 、民 、大 関係者 を司法行政に 的に 用する の自 改革に着手すべきである。また、このことをじて、裁判官の任用や 事制度においてさらなる 明 を するとともに、裁判官 の大 な増 と、 が高く、 会経 かな、 様な裁判官を す するための 的な方 を すべきである。

二 法 への注

法 は、 環 の著しい変 を踏まえた法 行政の見直しをおこない、法制審議会のテ ー や 基 の見直しをおこなうこと、 とくに民事関係においては官民 を 進し、 、 、大 関係者 が立法政 に 的に 加する道を くとともに、法 からも大 ・ に を し専門 識や実 会の経 を まること、テ ー とに立法 の ーシン を進めること の自 改革に着手すべきである。

三 会への注

会は、 のあり方に関する 制を し、国民に な ー スを提 できるような制度的基盤の整備にむけて 的な をおこなうべきである。また、 の大 な増 に 的に対 するとともに、 法 十二 の改 をめた法 独占の見直しの をおこない、 過 地域の解 などに向けた自 改革に着手すべきである。

成十二 二 二十二日

民 司法

